


国民保護って何ですか？

～鹿児島県国民保護計画～



私たちの国に対する武力攻撃やテロが起こったらどうすればよいのでしょうか。「起こるはずがない。」「起こさせない外交努力が重要だ。」と考えている方も多いはずです。

しかし、万が一、何の備えもないままそのような事態になった時、私たちの生命や生活を守ることができるでしょうか。

国民保護計画は、武力攻撃などを受けた場合に、国・県・市町村及び関係機関が、みなさんの生命・身体・財産を守り、生活の安全を確保するための施策を定めたものです。

このパンフレットは、県民のみなさんに国民保護について理解していただき、そのような事態に適切に行動していただくために作成したものです。

国民保護って何ですか？

Q1 国民保護計画はどのような事態を対象としているのですか？

A1 国民保護計画が対象としているのは、弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態と大規模テロなどの緊急処理事態です。

▶ 1ページ参照

Q2 国民保護計画とはどのような内容ですか？

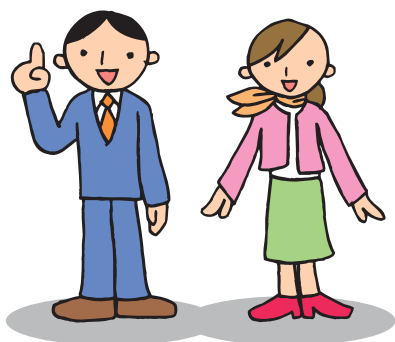
A2 基本的人権の尊重等を基本方針として、武力攻撃事態への平素の備えや予防、武力攻撃事態が発生した場合の対処、及び復旧などを定めた計画です。

▶ 2ページ参照

Q3 鹿児島県の国民保護計画の特徴は何ですか？

A3 南北に広大な県域や長い海岸線、28の有人離島、川内原子力発電所や石油コンビナートなど、本県が有する地域特性への対処について、章を設けて重点的に記述しています。

▶ 2ページ参照



Q4 国民を保護するためにどのような措置が行われるのですか？

A4 武力攻撃や大規模テロの際に、住民への避難指示・誘導、避難先での救援、安否情報の収集・提供及び災害対処などの措置を行います。

▶ 3,4ページ参照

Q5 私たちはどのような行動をとればよいのですか？

A5 日頃から国民保護に関する正しい知識を身につけるとともに、万が一の事態には、武力攻撃による被害を最小限にするため、適切に行動する必要があります。

▶ 5,6,7ページ参照

国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

原子力事業所等の破壊



大規模集客施設等に対する攻撃



NBC攻撃



N (Nuclear:核),
B (Biological:生物剤),
C (Chemical:化学剤)
を用いた兵器による攻撃

航空機等による自爆テロ



鹿児島県国民保護計画について

鹿児島県では、平成18年3月に国民保護計画を作成しました。県の地理的・社会的特性に応じた国民保護措置について定めています。

鹿児島県国民保護計画の概要

第1編 総論

- 国民保護に関する基本方針、県の責務
- 鹿児島県の地理的・社会的特性
- 武力攻撃事態等の類型

第2編 平素からの備えや予防

- 組織・体制の整備
- 避難・救援への備え
- 物資・資材の備蓄、国民保護の啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 初動連絡体制の確立
- 県の対策本部の設置
- 警報の通知、避難の指示
- 救援、安否情報の収集
- 武力攻撃災害への対処
- 国民生活の安定に関する措置
- 鹿児島県の特性に応ずる対処

第4編 復旧等

- 応急復旧、武力攻撃災害の復旧
- 措置に要した費用の支弁

第5編 緊急対処事態への対処

- 武力攻撃に準じた緊急対処事態への対処

鹿児島県の地域特性に応ずる対処

① 離島における住民の避難

平素から全島民の避難に必要な輸送力等を把握します。また、各離島ごとの避難の基本パターンを明示しています。

② 原子力発電所における対処

薩摩川内市に原子力発電所が立地しており、住民等の避難、緊急被ばく医療措置など県地域防災計画（原子力災害対策編）と同様の措置を講ずるとともに、国を通じて原子力事業者に対し、原子炉の運転停止命令などの適切な措置を講ずることを要請することにしてしています。

③ 石油コンビナート等における対処

県内に5箇所の石油コンビナートが立地しており、石油コンビナート等災害防止法に基づく措置を講ずるとともに、安全確保のための警備の強化などの措置を講ずるよう要請することにしてしています。

④ 鹿児島地区における対処

平素から大規模集客施設等への情報・警報の伝達体制を確立します。また、避難に当たっては、避難の規模、時間的余裕、利用可能な運送手段等を把握して、混乱発生の防止に努めます。

⑤ 中山間地域等における対処

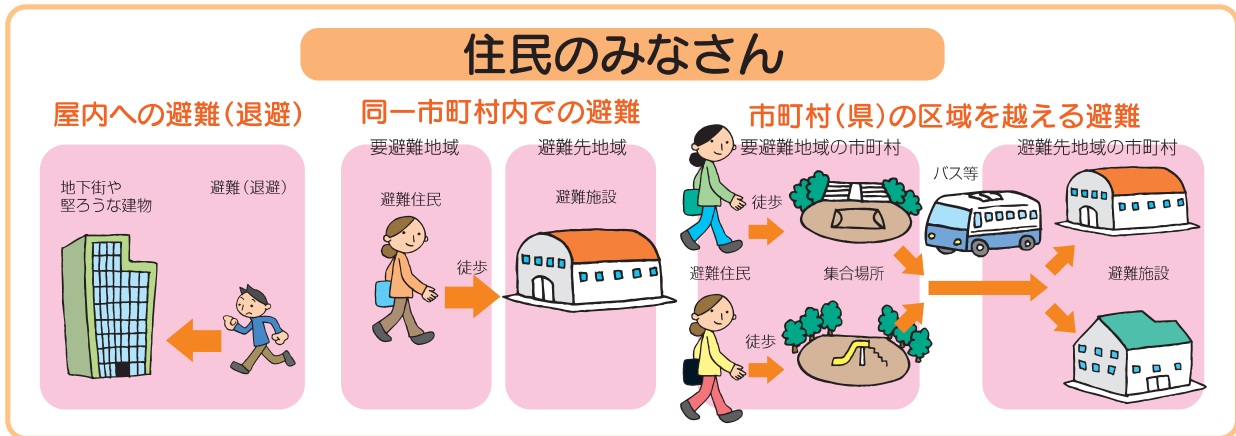
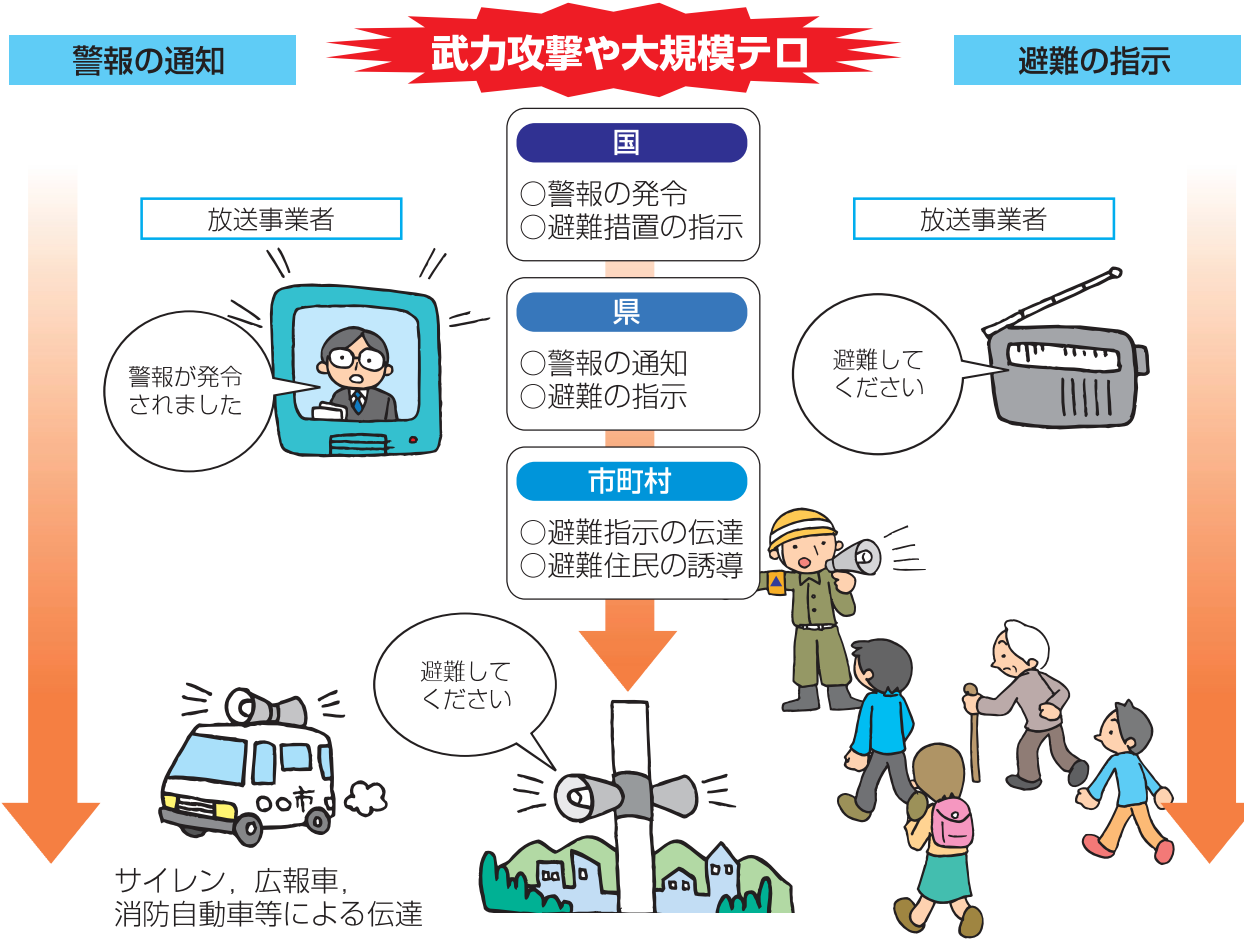
中山間地域は連絡及び交通が途絶するおそれがあることから、平素から警報等伝達のための通信を確保します。また、避難経路の状況の確認や交通規制を実施し、速やかな避難・救援を実施します。

国民を保護するための措置 (避難・救援・被害の最小化)

国や県、市町村そして関係機関が行う避難・救援・被害の最小化の仕組みは次のようになります。

避難

県は、国からの警報、避難措置の指示を受け、市町村や関係機関に警報の通知や避難の指示を行います。これを受け市町村は、住民の皆さんに警報を伝達します。また、避難が必要な市町村では、住民のみなさんに避難の指示を伝達するとともに、避難の誘導を行います。



救 援

県は、避難した住民の皆さんの生活を救援するため、市町村などの関係機関と連携して、避難所の開設や食品・飲料水・生活必需品の提供、医療の提供、安否情報の収集などを行います。

避難所の開設
食品・飲料水の提供
生活必需品の提供



医療の提供



安否情報の収集・回答

個人情報の保護に配慮し、国、県、市町村が連携しながら、行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や整理、回答を行うことにしています。



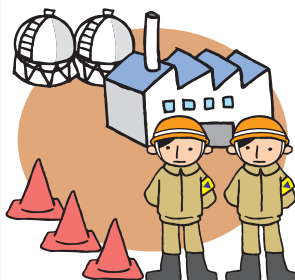
被害の最小化

県は、被害を最小化するため、警察、海上保安部等関係機関と協力して、ダムや発電所などの生活関連等施設の警備強化、危険物・高圧ガス等の製造・運搬等の禁止や制限、警戒区域の設定、消火・救急及び救助活動などの措置・指示を行います。

生活関連等施設の安全の確保



危険物、高圧ガス等の取扱所での製造等の禁止・制限



警戒区域の設定



消火、救急及び救助活動



住民のみなさん お願いしたいこと

身の回りで不審な事態に遭遇したら

- ◆ みなさんの身の回りで急な爆発が起こったり、不審な事態に遭遇した場合は、以下のことに留意しましょう。
 - とっさに姿勢を低くし、堅ろうな建物の陰にかくれるなど身の安全を守りましょう。
 - 周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルや建物などの下に身を隠しましょう。
 - その後、爆発が起こった場所や爆発音が聞こえた方向からできる限り速やかに離れましょう。
 - 警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動しましょう。
 - テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めましょう。
- ◆ 武力攻撃災害の兆候を発見したとき、また、不審な人物や現象を見かけたら、最寄りの市役所、町村役場、警察署、消防署、海上保安部に連絡をお願いします。
【電話】 警察：110番 消防：119番
海上保安庁（海上での事件・事故）：118番



緊急の警報が発令されたら

【屋内にいる場合】

- ドアや窓を全部閉め、ガス・水道・換気扇を止めましょう。
- ドア・壁・窓ガラスから離れて座りましょう。

【屋外にいる場合】

- 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難しましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨げとならないようにしてください。

【落ち着いて情報収集】

- 警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。



警報伝達の際に流れるサイレン音は内閣官房国民保護ポータルサイト
<http://www.kokuminhogo.go.jp/pc.index.html>
で確認することができます。



避難の指示が出されたら

- ◆ 避難の指示は、屋内への避難、近隣の避難所施設への避難、市町村や都道府県の区域を越えた遠方への避難など、武力攻撃の種類・規模により様々であり、状況に応じてみなさんの安全を守るために適切な指示が出されます。
- ◆ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

【避難所へ避難する場合に留意する事項】

- ガスの元栓をしめ、コンセントを抜いておきましょう。
- 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参しましょう。
- パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行しましょう。
- 家の戸じまりをしましょう。
- 近所の人に声をかけましょう。
- 避難の経路や手段などについて県や市町村からの指示に従い適切に避難しましょう。



国民保護での住民の協力について

- ◆ 国民保護においては、国、県、市町村などの関係機関が国民保護措置を行いますが、被害を最小限にするために、住民のみなさんの協力が欠かせません。

① 住民の避難や被災者の救援の援助



② 消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助の援助



③ 保健衛生の確保に関する措置の援助 防疫活動への協力 衛生の広報への協力



④ 避難に関する訓練への参加



- みなさんの協力は自発的な意思にゆだねられるものです。要請に当たっては強制することはありません。
- 県から協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮します。要請に基づく協力により住民の方々が被害を受けた場合は、その損害を補償します。
- 住民の自主防災組織やボランティアによる国民保護の活動に対し、必要な支援を行います。
- 救援のための収容施設や医療施設を設置するため、土地や家屋等を使用させていただいたり、食品、衣料品などの物資の保管や売渡しをお願いすることがあります。

